埼医業Ⅰ第1252号
令和2年8月28日

郡市医師会長　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
(担当常任理事　丸　木　雄　一)

重複・多剤服薬者に対する取組について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について、別添のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

担当：業務Ⅰ課　関谷
電話：048-824-2611
FAX：048-822-8515

東加八潮医師会 収受 2.8.28 第715号

国医第１４３４－１号
令和２年８月２６日

一般社団法人埼玉県医師会
会　長　　金井　忠男　　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二（公印省略）

重複・多剤服薬者に対する取組について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、市町村国保の被保険者に対する重複・多剤服薬者に対する取組の推進については、国の保険者努力支援制度（市町村分）の指標の一つとされています。昨年度行われた２０２０年度の評価結果において、県内市町村におけるこの取組の評価結果は全国４５位となり、かなり取組が遅れている状況となっています。

このため、昨年度中に県と市町村国保で共同して通知文案及び同封するリーフレットを取りまとめたことから、今後、これらを用い市町村が被保険者に通知を行う予定です。

つきましては、貴会会員の皆様に御協力いただくとともに、県内郡市医師会宛て御周知くださいますようお願いいたします。

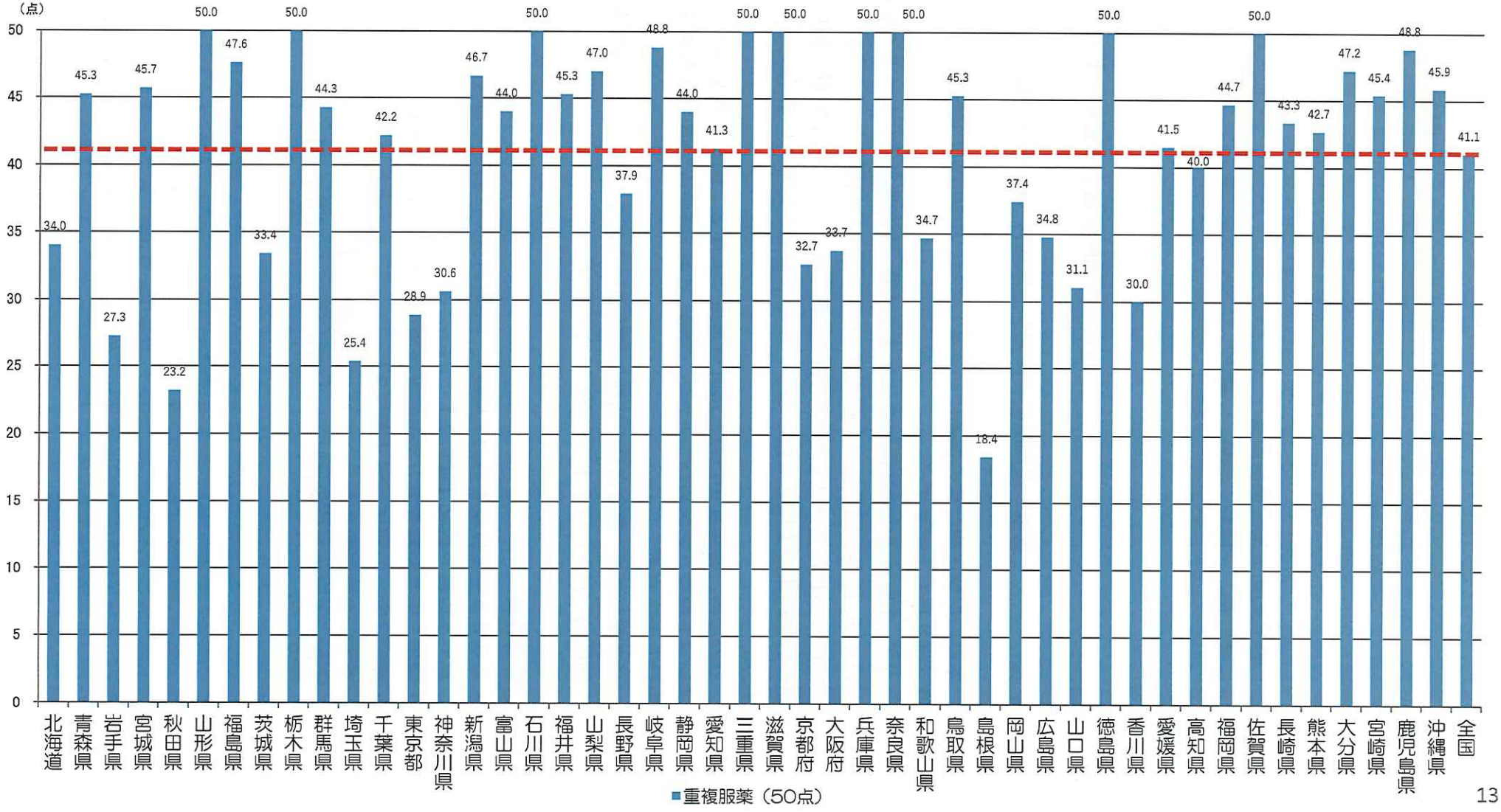
○参考資料
・２０２０年度保険者努力支援制度（市町村分）における重複・多剤服薬者に対する取組の状況【資料１】
・令和３年度保険者努力支援制度評価採点表抜粋【資料２】
・被保険者への通知文案【資料３】
・重複・多剤服薬者用リーフレット【資料４】
・重複・多剤投与対象者リストの提供について【資料５】

担当：
国保医療課　国保企画担当　宮原・菅野
Ｔｅｌ：０４８－８３０－３３５９
Ｍａｉｌ：a3350-11@pref.saitama.lg.jp

資料１

2020年度保険者努力支援制度（市町村分）　都道府県別平均獲得点
共通指標⑤　重複服薬（配点：50点）

重複・多剤投与者に対する取組（2019年度の実施状況を評価）	得点
①　重複・多剤投与者の抽出基準を設定し、レセプト等の活用により、対象者を抽出した上で、その者に対して服薬情報の通知や個別に訪問・指導するなどの取組を実施している場合	20
②　①の基準を満たす取組の実施後、対象者の服薬状況や副作用の改善状況等を確認し、実施前後で評価している場合	30



資料２

指標⑤　加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

○重複・多剤投与者に対する取組（令和２年度の実施状況を評価）

評価指標	入力欄	
①　重複・多剤投与者の抽出基準を設定し、レセプト等の活用により、対象者を抽出した上で、その者に対して服薬情報の通知や個別に訪問・指導するなどの取組を実施している場合　※1　※2	該当の有無	
	対象者数（人）	
	実施者数（人）	
	実施率（%）	#DIV/0!
	【抽出基準】 【取組内容】	
②　①の基準を満たす取組の実施後、対象者の服薬状況や副作用の改善状況等を確認し、実施前後で評価している場合　※3	該当の有無	
	【評価結果】	
③　郡市区医師会や薬剤師会等地域の医療関係団体と連携して重複・多剤投与の対策を実施している場合　※4	該当の有無	
	【連携している医療関係団体】	
④　被保険者に対し、お薬手帳を1冊にまとめることやポリファーマシーに関する周知・啓発を行っている場合　※5	該当の有無	
	【対象】 【方法】 【内容】	

資料３

令和　　年　　月　　日

〇〇　〇〇　　様

〇〇≪市町村≫〇〇〇〇課長

服薬情報に関するお知らせ

国民健康保険事業の推進につきまして、日頃御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本≪市町村≫では、≪同一月に複数の医療機関より、同一名もしくは同一効果のあるお薬を処方されている方（重複服薬）≫に、服薬情報に関するお知らせを送付しております。

複数の医療機関を受診した場合、それぞれの医療機関で同じようなお薬を処方されたことにより過剰に摂取してしまったり、飲み合わせが悪かったりすることで、お身体に負担がかかる恐れがあります。

そのような重複服薬を防ぐため、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師に、適切に管理及び処方していただくことが重要となります。そのため、必要に応じて本通知を医師や薬剤師に御提示いただき、御相談されることをお勧めします。

なお、すでに医師や薬剤師等の指示のもと、適切な服薬管理がされている場合には御容赦ください。

調剤日	調剤名	数量	回数	医療機関名	薬局名	診療月

＜問い合わせ先＞

〇〇≪市町村≫〇〇〇〇課〇〇〇〇担当

電話：０００－０００－００００

（内線）００００

担当：〇〇・〇〇

資料４

お薬の安全な使用のために

病気やけがを治すのに役立つ「薬」。
しかし、正しく使わなければ思わぬ副作用を引き起こすこともあります。
そのため、医師や薬剤師などの専門家から適切なアドバイスを受けて、薬の正しい使い方を知ってから使いましょう。



埼玉県マスコット「コバトン」

薬を飲むタイミング・量・期間を守りましょう

薬はそれぞれ決められたタイミングに飲まないと効果がなかったり、副作用が生じたりします。必ず決められたタイミングで飲みましょう。
また、薬は決められた量より多く飲んだからといって、よく効くものではありません。多く飲むことによって、副作用や中毒が現れることもあります。

薬の飲み合わせに気をつけましょう

複数の薬を使用している場合、飲み合わせが悪いと薬が効きすぎてしまったり、反対に薬の効果が十分に得られなかったりすることがあります。食品やサプリメントの中にも、薬との飲み合わせが悪いものがあります。必ず、医師や薬剤師などの専門家に、今使っている薬やサプリメントなどを伝えましょう。

お薬手帳を活用しましょう

「お薬手帳」は、あなたが使っているすべての薬を記録するための手帳です。



医療機関や薬局を利用する際には必ず持って行き、医師や薬剤師などに提示しましょう。
また、医師や薬剤師などがお薬手帳からあなたの使っているすべての薬を把握できるよう、お薬手帳は病院ごと薬局ごとに使い分けないで一つにまとめて、継続して記録するようにしましょう。（お薬手帳は薬局で一つにまとめてもらえます。）

埼玉県・市町村国保・埼玉県薬剤師会

かかりつけ薬剤師・薬局を選びましょう

お住まいの近くなどに「かかりつけ薬剤師・薬局」を決めておくと次のようなメリットがあります。

○在宅での療養が必要になっても、薬の管理、説明を受けられます。



○飲み忘れや飲み残しを防ぐことができます。



○同じような薬が重複していないか、飲み合わせの悪い薬が出されていないかをチェックします。



○休日・夜間など薬局の開局時間外であっても、不安なときはいつでも相談できます。



≪おことわり≫

薬局において、「かかりつけ薬剤師」を指定（同意）した場合は、「かかりつけ薬剤師指導料」や「かかりつけ薬剤師包括管理料」がかかります。かかりつけ薬剤師を指定する際は、説明をよく聞いてから同意してください。

まずは、お近くの薬局で今使っているすべての薬を伝え、量や飲み合わせを確認してもらうことから始めてみましょう。



埼玉県マスコット「さいたまっち」

埼玉県・市町村国保・埼玉県薬剤師会

資料5

重複・多剤投与対象者リストの提供について

令和２年8月19日

埼玉県国民健康保険団体連合会

1　経緯

○重複・多剤投与者への取組は「保険者努力支援制度」の評価指標の一つとされている。

○同指標において、重複・多剤投与者に対する配点は50点。

○令和元年度保健事業ワーキンググループにおいて、適正受診・適正服薬を促す取組として、①県内で統一した対象者基準、②通知文例、③通知に同封するチラシについて検討がされた。

○その中で、「①県内で統一した対象者基準」に基づき訪問指導や勧奨通知発送等を行う対象者リストを各保険者が作成するには、事務負担が非常に大きいことが課題として挙げられた。

○そこで、本会が保有するデータを基に、「重複・多剤投与対象者リスト」を作成し、全保険者に提供することとなった。

2　スケジュール(案)

	令和2年							令和3年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
連合会	★国保主管課長・事務長会議で説明(8/28) ★リスト提供(9月下旬) ★埼玉県医師会及び埼玉県薬剤師会に説明(8/19)											リスト提供★	
埼玉県		★保健事業WG(7/9)											
実施中の保険者					★リストをもとに対象者選定し実施								
実施予定の保険者				★郡市医師会及び地域薬剤師会と令和３年度実施に向けた調整									

３ 「重複・多剤投与者リスト」について

○調剤薬局から請求された電子レセプトの情報を対象とする。

○リストの作成条件は以下のとおり。

①リスト提供月の直近３カ月を対象とする。

②がん、精神疾患、血友病等に関する治療薬が処方されている被保険者は除く。

③重複・・・同一月内に同一薬効を持つ医薬品が複数の医療機関から処方されているもの。

多剤・・・同一月内に10種類以上の医薬品が処方されているもの。

④③の条件が直近３カ月のうち２ヶ月以上該当するもの。

【参考】令和2年2月～4月診療分のシミュレーション結果

重複:1,502名（被保険者の0.1%）

多剤:10,379名（被保険者の0.6%）

4　重複対象者の主な処方薬剤

順位	薬効分類名	構成率	処方薬剤１	処方薬剤２
1	去たん剤	15%	カルボシステイン	ムコダインＤＳ５０％
2	鎮痛，鎮痒，収斂，消炎剤	13%	モーラステープ	ロキソニンテープ
3	その他のアレルギー用薬	12%	ザイザル錠	ザイザルシロップ
4	消化性潰瘍用剤	11%	レバミピド錠	ネキシウムカプセル
5	眼科用剤	7%	パタノール点眼液	アレジオン点眼液
6	鎮咳去たん剤	3%	アスベリン散	アスベリンシロップ
7	血圧降下剤	3%	アジルバ錠	カルベジロール錠
8	その他の消化器官用薬	2%	ＳＰトローチ	ドンペリドン錠
9	漢方製剤	2%	ツムラ芍薬甘草湯エキス顆粒	ツムラ葛根湯エキス顆粒
10	止しゃ剤，整腸剤	2%	ミヤＢＭ錠	ビオフェルミンＲ散

5　多剤対象者の主な処方薬剤

順位	薬効分類名	構成率	処方薬剤１	処方薬剤２
1	消化性潰瘍用剤	8%	ネキシウムカプセル	タケキャブ錠
2	眼科用剤	8%	パタノール点眼液	ティアバランス点眼液
3	血圧降下剤	8%	カルベジロール錠	アジルバ錠
4	鎮痛，鎮痒，収斂，消炎剤	7%	モーラステープ	ロキソニンテープ
5	その他のアレルギー用薬	6%	ザイザル錠	ビラノア錠
6	糖尿病用剤	6%	トラゼンタ錠	メトグルコ錠
7	その他の循環器官用薬	6%	沈降炭酸カルシウム錠	リオナ錠
8	血管拡張剤	5%	アムロジピンＯＤ錠	ニフェジピンＣＲ錠
9	高脂血症用剤	5%	ゼチーア錠	ロスバスタチン錠
10	漢方製剤	3%	ツムラ芍薬甘草湯エキス顆粒	ツムラ大建中湯エキス顆粒